

令和6年度綾部市中小企業生産設備リース導入支援助成金

生産設備をリース契約により導入された中小企業者に対して助成金を交付します

対象者

- ・ 市内に工場のある中小企業者で、生産設備をリース会社とのリース契約により導入された企業

※ 工場とは、工業製品を製造、加工(日本標準産業分類に掲げる製造、加工業をいう。)するために直接供する家屋及び市長が特に認める事業を行うための家屋をいう

- ・ 市税に滞納のない企業

対象生産設備

- ・ 機械及び装置

※ 法人税法施行令第13条第3号及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第2に定めるもの

対象経費

- ・ リース契約額(合計額が500万円以上)

※ 物件価格以外の諸経費を除きます。

対象期間

- ・ リース開始日から起算して1年間

※ 今年度は、令和6年1月1日から同年12月31日まで

助成金額

- ・ 1事業者1年50万円以内(1,000円未満の端数は切り捨て)

- ・ 1物件の上限額50万円以内

- ・ 助成金額の計算方法

助成対象経費 × 助成率^(※1) × リース日数 ÷ 366日

※1 助成率は、令和6年1月1日現在の長期プライムレート(1.50%)を適用

▶助成金の申請手続きは・・・

令和7年1月10日(金)までに所定の交付申請書を提出してください

(添付書類)

- ・ リース契約書の写し(初回のみ)
- ・ 導入生産設備の物件価格が確認できる書類の写し(初回のみ)
- ・ 導入生産設備の設置状況が確認できる写真(初回のみ)
- ・ リース料金の支払が確認できる書類の写し

▶提出先・問い合わせ先

綾部市商工労政課 工業・雇用促進担当 〒623-8501 綾部市若竹町8-1

電話：0773-42-4264(直通) メール：sykorosei@city.ayabe.lg.jp

～ この制度に該当しそうな案件がございましたら、事前にご連絡・ご相談をお願いいたします ～